

東都医保発第814号  
(地区第487号)  
令和2年6月3日

地区医師会長 殿

公益社団法人  
東京都医師会  
会長 尾崎 治 夫



### 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その20)

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして日本医師会より別添のとおり通知がありました。  
新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、厚生労働省から臨時的な診療報酬の取扱いについて下記の通り示されました。  
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 再診料に係る加算について (令和2年2月28日から適用)

臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、夜間早朝等加算、明細書発行体制等加算をそれぞれの要件を満たせば、算定できる。

#### 2. 外来診療料に係る加算について (令和2年3月2日から適用)

臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算をそれぞれの要件を満たせば、算定できる。

#### 3. 初診料に係る加算について (令和2年4月10日から適用)

時限的・特例的対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、乳幼児加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、小児科標榜保険医療機関における夜間・休日・深夜の特例加算、夜間早朝等加算をそれぞれの要件を満たせば、算定できる。



(公社)東京都医師会 医療保険課 副島、近藤  
TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097  
■ 新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報  
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>

(保 88)

令和2年6月2日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 20)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくごお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 20)  
(令 2.6.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡  
令和2年6月1日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その20）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その2)」  
(令和2年2月28日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、電話等再診料を算定可能とされた。この場合において、A001再診料に係る加算は算定可能か。

(答)

A001再診料の注4から注7までに規定する加算又は注11に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年2月28日から適用される。

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その3)」  
(令和2年3月2日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的対応として、慢性疾患等を有する定期受診患者等に対して電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に、A002外来診療料を算定可能とされた。この場合において、外来診療料に係る加算は算定可能か。

(答)

A002外来診療料の注7から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年3月2日から適用される。

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」  
(令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合に、A000初診料の注2に規定する214点を算定することとされた。この場合において、初診料に係る加算は算定可能か。

(答)

A000初診料の注6から注9までに規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。なお、この取扱いは、令和2年4月10日から適用される。